

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した生活保護法（以下「法」という。）25条2項に基づく保護変更決定処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、〇〇福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が請求人に対し、令和元年11月13日付けで行った法に基づく保護変更決定処分（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるものである。

第3 請求人の主張の要旨

請求人の主張は、以下のことから、本件処分が違法又は不当であると主張しているものと解される。

年金生活者支援給付金（以下「給付金」という。）の意向としては、年金生活者を支援するためのものであり、生活扶助受給者は、この支援金（障害）5,000円が収入認定されることにより、昨年から3年間に渡り生活扶助5%マイナスされている上、消費税10%の増税に何の意味ももたらさない。よって、5,000円は収入認定除外もしくは特別控除などで計上すべきである。

第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項の規定を適用して、棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のとおり審議した。

年 月 日	審議経過
令和2年7月1日	諮問
令和2年9月10日	審議（第47回第3部会）
令和2年11月5日	審議（第48回第3部会）

第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

- (1) 法4条1項によれば、保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われるとされている。

また、法8条1項によれば、保護は、厚生労働大臣の定める基準（以下「保護基準」という。）により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとするとしており、保護費の額の算定は、保護基準によって、法11条1項各号に掲げられている扶助の種類ごとに定められたところに従い、要保護者各々について具体的に決定されるものである。

- (2) 「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和36年4月1日付厚生省発社第123号厚生事務次官通知。以下「次官通知」という。）第8・3・(2)・ア・(ア)によれば、生活保護における収入認定に当たっては、保護の実施機関は、「恩給、年金、失業保険金その他の公の給付（地方公共団体又はその長が条例又は予算措置により定期的に支給する金銭を含む。）に

については、その実際の受給額を認定すること。」とされている。

- (3) 「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和38年4月1日付社発第246号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。）第8・1・(4)・アによれば、「・・・厚生年金保険法、・・・国民年金法・・・等による給付で、1年以内の期間ごとに支給される年金・・・については、実際の受給額を原則として受給月から次回の受給月の前月までの各月に分割して収入認定すること。」とされている。

- (4) 保護の変更について

法25条2項及び同項が準用する24条4項の規定によれば、保護の実施機関は、常に、被保護者の生活状態を調査し、保護の変更を必要とすると認めるときは、速やかに、職権をもってその決定を行い、決定の理由を付した書面をもって、これを被保護者に通知しなければならないとされている。

そして、「年金生活者支援給付金制度の施行に伴う円滑な請求手続及び保護費への反映処理を実現するための生活保護担当部局と国民年金担当部局との連携について」（令和元年8月22日付社援保発0822第2号厚生労働省社会・援護局保護課長通知。同日付年管管発0822第2号厚生労働省年金局事業管理課長通知。以下「保護課長及び事業管理課長通知」という。）Ⅱによれば、給付金は、次官通知第8・3・(2)・ア・(ア)により、実際の受給額を収入として認定するとされている。

- (5) 次官通知及び局長通知は、いずれも地方自治法245条の9第1項及び3項の規定に基づく法の処理基準である。

また、保護課長及び事業管理課長通知は、地方自治法245条の4第1項の規定に基づく技術的助言である。

- (6) 次官通知第8・3・(3)・ケによれば、心身障害児（者）、老人等社会生活を営む上で特に社会的な障害を有する者の福祉を図るため、地方公共団体又はその長が条例等に基づき定期的に支

給する金銭のうち、支給対象者1人につき8,000円以内の額（月額）については、収入として認定しない取扱いが認められている。また、局長通知第8・2・(6)・イによれば、特別な事由があり、都知事が特別な取扱いを必要とすると認められる場合は、厚生労働大臣に情報提供することとしている。

東京都福祉保健局生活福祉部保護課が作成した「生活保護運用事例集2017」（以下「運用事例集」という。）第7-25（答）によれば、福祉的給付金の特例的取扱いについて、都においては、老人福祉手当、重度心身障害者手当、心身障害者福祉手当、児童育成手当については、月額17,000円までは収入として認定しない特例的な取扱いの承認を受けているとしている。

2 本件処分について

これを本件についてみると、「年金生活者支援給付金請求書決定者情報（1回目）」によれば、請求人に対しては、給付金として、令和元年12月から月額5,000円が支払われることになるとされている。これに基づき、処分庁は、心身障害者福祉手当15,500円を特例的に認定除外しつつ、この給付金月額5,000円及び従前から受給している障害基礎年金月額65,008円の合計70,008円を請求人の令和元年12月の収入認定額として認定していることが認められる。

そこで、処分庁は、上記により、請求人の保護基準として、生活扶助122,200円及び住宅扶助65,000円の合計187,200円から上記の収入認定額を差し引いた117,192円を令和元年12月の保護費とする保護変更決定（変更期日は同月1日）を行うこととし（本件処分）、令和元年11月13日付けで本件処分通知書により請求人に通知したことが認められる。

以上によれば、給付金の受給により、請求人の保護費を変更する旨の決定をした本件処分は、上記1の法令等の定めにもとってな

されたものであって、違算等の事実もないので、違法又は不当な点を認めることはできない。

3 請求人の主張

請求人は、第3のとおり主張しているが、本件処分が法令等の定めに従って適正になされたものと認められることは上記2のとおりであるから、請求人の主張には理由がないものといわざるを得ない。

4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

外山秀行、渡井理佳子、羽根一成